

山梨県立大学飯田図書館及び山梨県立大学看護図書館における
令和 8 年刊行外国雑誌購入に係る一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公立大学法人山梨県立大学契約事務取扱規程（平成 22 年法人 5104 号。以下「規程」という。）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 2 日
公立大学法人山梨県立大学
理事長 早川 正幸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

山梨県立大学飯田図書館及び山梨県立大学看護図書館における令和 8 年刊行外国雑誌購入

(2) 購入物品及び仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 納入期限

令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(4) 納入場所

山梨県甲府市飯田 5 丁目 11-1 山梨県立大学飯田図書館

山梨県甲府市池田 1 丁目 6-1 山梨県立大学看護図書館

(5) その他

入札は飯田図書館と看護図書館の両図書館の購入分を一括して行い、また、購入契約についても 1 つの契約として締結するが、購入物品の納入から支払代金の請求までの手続き等については、それぞれの図書館の購入分ごとに区分して行うこととする。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 3 年 3 月 8 日山梨県告示第 67 号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登録されている者で、認定種目（物品）に図書が含まれていること。

(5) この公告の日から入札の日までの間に公立大学法人山梨県立大学物品購入等契約に係る取引停止等措置要項（平成 22 年法人第 5105-1 号）に基づく取引停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (6) この公告に示した業務を確実に履行できると契約担当者が判断した者であること。
- (7) 納品する物品に係るアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-0035 山梨県甲府市飯田五丁目11番1号

公立大学法人山梨県立大学 図書課 電話055-224-5340

- (2) 入札説明書の交付

この公示の日から令和7年10月15日(水)午後5時までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第2条に定める国民の祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、入札を希望する者の申し出に応じて、連絡の上、メールで交付する。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書と併せて入札説明書に示す必要書類を、この公示の日から令和7年10月15日(水)午後5時までに、3の(1)に郵送又は持参により提出すること。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第2条に定める国民の祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとなる。また、郵便の場合は、令和7年10月15日(水)午後5時までに必着とする。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年10月24日(金)午前10時30分

公立大学法人山梨県立大学飯田図書館 共同研究室

- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額のうちリバースチャージ方式課税対象以外の金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうちリバースチャージ方式課税対象以外の金額については110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他規程第10条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

規程第5条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 入札保証金

免除

(10) 損害賠償金

落札者が契約を結ばない場合は、落札者が損害賠償金を支払うものとする。その金額は、当該落札者が積算した入札金額の100分の5とし、速やかに納付すること。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規程第26条各号に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の変更解除

当該契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

(5) その他

詳細は入札説明書による。